

ヤマダニュース

販売店 各位

NO. 09-004

フィルターカート（ヒューム用集塵装置）発売のお知らせ

拝啓 貴社益々ご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを承り、厚く御礼申し上げます。
さて、弊社ではこの度、溶接ヒュームや軽量鉄粉用の排出最適な集塵装置として、
「フィルターカート(FCW-355・FCW-356)」を発売する運びとなりました。
安全・清潔な作業環境改善を提案できる装置とし、既に先行販売しておりましたが、改めてご案内させていただきます。
なお、本紙裏面に製品を紹介しておりますのでご確認ください。
今後とも拡販にご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

品名	フィルターカート	
型式	FCW-355(50Hz)	FCW-356(60Hz)
製品番号	H624545	H624645
標準価格	780,000円(税抜)	
発売日	2004年より発売中	

<フィルターカートのセールスポイント>

1. 3mアームで本体部を移動せずに広範囲に作業が可能
2. 本体部の樹脂化と大型車輪の採用で移動が軽い
3. スポットライト付のフードにより暗い作業場にも有効的



仕様

製品型式	FCW-355	FCW-356
製品番号	H624545	H624645
電源	三相200V	
周波数	50Hz	60Hz
ファン容量	0.75kW	
最大風量	1050m ³ /h	
騒音値	73dB(参考値)	
質量	71kg	

フィルターの交換が容易

- 安価なメンテナンスコスト
- 安全・清潔な環境

フィルターの長寿命

- 低メンテナンスコスト



フィルターの交換はカートリッジ方式なので簡単に交換が出来、又、交換時期はブザー(負圧計)で知らせます。

<関連法令>

■粉じんさらされる労働者の健康的な作業環境づくりは、法律で義務付けられています。

関係法令等

◎労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)

○粉じん障害防止規則(昭和54年4月25日労働省令第18号)

(事業者の責務)

第1条 事業者は、粉じんさらされる労働者の健康障害を防止するため、設備、作業工程又は作業方法の改善、作業環境の整備等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(換気の実施等)

第5条 事業者は、特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う屋内作業場については、当該粉じん作業に係る粉じんを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。

○第7次粉じん障害防止総合対策

第1 本総合対策は、5年間に於いて事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第2 計画の期間 平成20年度から平成24年度までの5か年とする。

第3 重点事項

- 1 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 2 アーク溶接作業にかかる粉じん障害防止対策
- 3 金属等の研ま作業にかかる粉じん障害防止対策
- 4 離職後の健康管理



◎じん肺法(昭和35年3月31日法律第30号)

(目的)

第1条 じん肺に関し、適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講ずることにより、労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与することを目的とする。

(予防)

第5条 事業者及び粉じん作業に従事する労働者は、じん肺の予防に関し、労働安全衛生法及び鉱山保安法の規定によるほか、粉じんの発散の防止及び抑制、保護具の使用その他について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

○じん肺法施行規則(昭和35年3月31日労働省令第6号)